

郵送・代理人申請手続きについて



郵送又は代理人による手続きができるものは次のとおりです。

★申請書類を警察署に郵送又は代理人による申請ができます。

- | |
|--------------------------------------|
| ① 初心者講習、経験者講習、年少射撃資格講習、技能講習の受講申込み |
| ② 講習修了証明書、教習資格認定証、年少射撃資格認定証の書換・再交付申請 |
| ③ 教習射撃用の火薬類譲受許可申請 |

★証明書、許可証を郵送又は代理人が受け取ることができます。

- | |
|-------------------------------------|
| ① 技能講習修了証明書 |
| ② 教習資格認定証、年少射撃資格認定証 |
| ③ 教習射撃用火薬類譲受許可証 |
| ④ 猟銃・空気銃所持許可証（新規猟銃等所持申請者のみ） |
| ⑤ 書換・再交付後の講習修了証明書、教習資格認定証、年少射撃資格認定証 |

※注意点

◎ 郵送の場合

- ・ 技能講習や猟銃等講習会の申込みには、事前に電話予約が必要です。
- ・ 郵送に必要な費用は申請者の負担になります。
- ・ 証明書、許可証の郵送による受取りを希望する場合は、簡易書留による郵送に必要な額の郵便切手を貼付した封筒を同封していただきます。

◎ 代理人による申請の場合

代理人の本人確認ができる書類と委任状が必要です。

- ◎ 必要な書類は、埼玉県警察ホームページからダウンロードできます。
- ◎ 詳細については、管轄警察署又は警察本部までお問い合わせください。

埼玉県警察本部生活環境第一課

お問い合わせ先 048-830-0110（代表）